⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和６年３月29日付号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて、医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

⑸　購入される医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。

⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒586―8521　大阪府河内長野市木戸東町２番１号　独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター　企画課　契約係　吉野　明里　電話0721―53―5761　内線　3221

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　入札説明会は実施しない。

⑷　入札書の受領期限　令和６年９月18日17時00分

⑸　開札の日時及び場所　令和６年９月19日11時00分　院内会議室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に２の⑶から⑸の証明となるものを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takenori Oda, Director, National Hospital Organization Osaka Minami Medical Center

⑵　Classification of the products to be procured : 4

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Medicine Supplies, 14 items

⑷　Delivery period : From October 1, 2024 to September 30, 2025

⑸　Delivery place : National Hospital Organization Osaka Minami Medical Center

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kinki Region ;

④　prove to have obtained the firstclass license for selling drugs in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law ;

⑤　prove that they can deliver the drugs on the date and to the place specified by the Obligating Officer ;

⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. September 18, 2024

⑻　Contact point for the notice : Akari Yoshino, Procurement section, Accounting Division, National Hospital Organization Osaka Minami Medical Center, 2―1 Kidohigashi-machi Kawachinagano-shi Osaka-fu, 586―8521, Japan. TEL 0721―53―5761 ext. 3221

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年７月29日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
近畿中央呼吸器センター院長　尹　　亨彦

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　27

○第 08905 号（№08905）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22

⑵　購入等件名及び数量　総合肺機能検査システム　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　令和６年12月31日

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター

⑹　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。
なお、落札者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和６年３月29日付号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒591―8555　大阪府堺市北区長曽根町1180　独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター　企画課　契約係　電話072―252―3021　内線2306

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　令和６年９月18日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和６年９月19日11時00分　院内会議室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。